

平成24年(三)第262号・318号

大飯発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立事件

債権者 262名

債務者 関西電力株式会社

主張書面

平成24年5月17日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者代理人 弁護士 小 原 正 敏



弁護士 田 中 宏



弁護士 西 出 智 幸



弁護士 原 井 大

介



弁護士 森 拓

也



弁護士 辰 田

淳



弁護士 今 城 智

徳



第1 はじめに

債権者らは、大飯発電所3号機及び4号機（以下、「本件発電所」という）の運転差止を求めており、運転差止の根拠として、2012年3月12日付関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立書、2012年3月26日付関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機運転差止仮処分命令申立書（以下、あわせて「申立書」という）、及び平成24年4月24日付主張書面（以下、「債権者主張書面」という）において様々な事由を述べてはいるが、大きく整理するならば、

- ① 福島第一原子力発電所における過酷事故発生により、従前の安全保障方式に根本的な問題が提起されており、安全設計審査指針等が存在しない現時点においては、本件発電所の安全性は確認されないこと
- ② 地震、津波に関する調査、対策が不十分であること、特に、F0-A～F0-B断層と熊川断層の連動を伴う地震が発生した場合、制御棒が評価基準値（許容値）内で挿入されず、危険であること

を主張していると思われる。

債務者は、平成24年4月20日付答弁書（以下、「答弁書」という）においても記載したとおり、本件発電所の安全性について、地震、津波に限ることなく、適宜新たな知見に照らして評価、確認し、必要な対策を実施しており、安全性は確保されていることについて、詳細な主張を行う予定である。しかしながら、平成24年4月24日に開催された第1回審尋期日において、債権者ら代理人は、上記①に関する判断のみで、本仮処分命令申立は認容されるべきと主張しているため、まず、本主張書面では、債権者らの上記①に関する主張に理由がないことを明らかにし、本件発電所の安全性確保（上記②の論点も含む）に関しては、追って詳細な主張を行う。

第2 債務者の主張

1 人格権に基づく差止請求

本仮処分命令申立において、債権者らは、人格権の妨害予防請求権に基づき本件発電所の運転差止を求めている。

しかし、人格権については、直接これを定めた明文の規定がないから、その要件や効果が自明のものでないことは言うまでもない。仮に、極めて広範囲の人格的利益をすべて人格権の内容とした場合には、その概念内容は抽象的であり、権利の外延が不明確なものとなり、その効果も不明瞭とならざるを得ない。

したがって、人格権に基づく差止請求権を主張する場合には、その法的解釈は厳格になされなければならない。

そして、人格権に基づく差止請求は、相手方が本来行使できる権利や自由を直接制約しようとするものであるから、これが認められるためには、一般的には、

- ① 人格権侵害による被害の危険が切迫し、
- ② その侵害により回復し難い重大な損害が生じることが明らかであって、
- ③ その損害が相手方(侵害者)の被る不利益よりもはるかに大きな場合で、
- ④ 他に代替手段がなく、差止めが唯一最終の手段であること

を要すると解するのが相当である(大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号25頁)。

これらの要件のうち、①の人格権侵害による被害の危険性の切迫性の要件は他の②～④の要件の前提となるものであるが、本仮処分命令申立のように妨害予防請求においては、将来発生するか否か不確実な侵害の予測に基づいて相手方の権利行使を制約するものであるから、単に理論的ないし抽象的に危険性が存在するというのでは足りず、人格権侵害による被害の生じる具体的危険性が存在することが必要である。

このことは、以下に示す従来原子力発電所の差止請求訴訟の裁判例も等し

く示してきたところである。

- ・大阪地裁平成5年12月24日判決・判例時報1480号25頁（前掲）
- ・仙台地裁平成6年1月31日判決・判例時報1482号3頁
- ・金沢地裁平成6年8月25日判決・判例時報1515号3頁
- ・名古屋高裁金沢支部平成10年9月9日判決・判例時報1656号37頁
- ・札幌地裁平成11年2月22日判決・判例時報1676号3頁
- ・仙台高裁平成11年3月31日判決・判例時報1680号46頁
- ・静岡地裁平成19年10月26日判決・公刊物未登載
- ・名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決・判例時報2045号3頁
- ・松江地裁平成22年5月31日判決・公刊物未登載

また、債権者らが本件発電所の運転差止を求める以上、本件発電所の運転によって生じるという具体的危険性は、債権者らとの関係において認められるものでなければならぬから、債権者らの個人的利益に無関係な事実は、本件差止請求の根拠とはならない。

つまり、本件においては、債権者らの個人的利益に対する侵害発生の具体的危険性の存在が明らかにされなければ、差止請求は認容されないのである。

2 差止請求の原則に従った主張立証責任

本仮処分命令申立が民事訴訟である以上、上記のような債権者らの個人的利益に対する侵害発生の具体的危険性の存在という事実については、民事訴訟の主張立証責任の一般原則に従い、債権者らが主張立証責任を負担すべき内容である。

つまり、本件発電所の安全性に欠けるところがあり、これにより重大で回復困難な損害を被る具体的危険性のあることを、その因果関係を含め、債権者らが主張、疎明しなければならない。

3 本件発電所の危険性について具体的主張がないこと

しかしながら、債権者らは、本件発電所とは立地地点やプラント設計等を異

にする福島第一原子力発電所において事故が発生した事実を根拠に、本件発電所の安全性も確認されないため、地震、津波等による危険性があると抽象的に主張しているに過ぎず、本件発電所において重大な事故が発生する具体的危険性は、何ら主張していないのである。例えば、仮に安全設計審査指針等が存在しない状況にあったとして、安全設計審査指針等が存在しないことにより本件発電所が重大な事故に至る具体的過程やその根拠、また、地震、津波により（仮に制御棒が評価基準値内で挿入されない事態が生じたとしても）本件発電所が重大な事故に至る具体的過程やその根拠について何ら主張することなく、単に本件発電所が危険であると主張しているに過ぎないのである。

上記のとおり、本件発電所の安全性が確保されていることは追って詳細に主張するが、そもそも債権者らが、人格権が侵害される具体的危険性を主張、疎明していないことから、債権者らの申立が却下されるべきものであることは明らかである。

4 安全設計審査指針等に関する債権者らの主張が失当なものであること

債権者らは、「原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」（昭和39年5月27日原子力委員会決定）、「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（平成18年9月19日原子力安全委員会決定）、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）等の各種指針（以下、これらの指針をまとめて「安全設計審査指針等」という）について、現時点では存在していないため、日本の全ての原子力発電所は安全の確認ができない旨主張している（債権者主張書面4～6頁）。

しかし、当該主張は債権者らの独自の見解に過ぎない。上記3で述べたように、安全設計審査指針等が存在しないという主張は、本件発電所で重大な事故が発生する具体的危険性、つまり人格権が侵害される具体的危険性を指摘する

ものではない。うえ、そもそも、原子力安全委員会の班目委員長が安全設計審査指針等の見直し方針を示したとしても（債権者主張書面 5～6 頁、9～10 頁）、所定の手続きを経ることなく安全設計審査指針等が存在しない状態にならないことは言うまでもない。

さらに、安全設計審査指針等は、原子力安全委員会が原子炉施設の設置等の審査において安全性の妥当性を判断する際の基礎と位置付けられるものであるが、債務者は、本件発電所を含む全ての原子力発電所について、安全設計審査指針等の要求する内容に留まることなく、地震・津波対策を含めた安全対策を実施し、より一層の安全性を確保しているのである（本件発電所の安全性については、追って主張する）。

つまり、安全設計審査指針等が存在しない状況にないことは言うまでもない。うえ、本件発電所の安全性については安全設計審査指針等の存否で直ちに判断されるものでもないことから、債権者らの主張は失当であることは明らかであり、この点からも債権者らの申立は却下されるべきものである。

以上